

仕様書

1 事業名

光市立小中学校タブレット端末整備事業

2 調達機器

(1) 調達数及び納入場所

調達数及び納入場所は「別紙1」のとおりとする。

(2) 調達仕様

機器等の調達仕様詳細及び導入作業等は「別紙2」のとおりとする。

(3) 調達方法

賃貸借契約とする。

(4) 賃貸借期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

(5) 物品納入期限

令和8年12月11日

3 提案上限額

(1) 390,720,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(2) 任意提案による有償オプション項目は除くものとする。

(3) 見積額には、本仕様書に記載した全ての要求事項にかかる経費を含むこと。

(4) 端末の仕様を厳守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、費用に加えること。

(5) 見積額は、公立学校情報機器整備費補助金を適用する前の金額とすること。

4 導入にかかる概要及び基本的条件

(1) 納入する物品は、品質・耐久性に十分留意して選択すること。

(2) 納入する物品は、未使用品とすること。

(3) 納入するOSは、調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。

(4) 端末管理機能（MDM）を用いて必要な端末の管理を行うこと。

(5) 端末導入時に問題が発生した場合は全て受託者にて交換・修正作業等を実施すること。

(6) 本物品はGIGAスクール構想加速化基金管理運営要領の公立学校情報機器等整備事業（公立学校情報機器リース事業）の対象として調達するため、文部科学省が示す

「G I G A スクール構想の実現 学習者用コンピュータ最低スペック基準」等を確認し、当該事業に該当する提案をすること。

(7) 優先交渉権者は、契約の前に本市と共同で公立学校情報機器整備費補助金を申請し、当該補助金を除いた額で契約締結交渉を行うこと。なお、補助基準額（1台当たり55,000円）での申請を想定している。

(8) 受託者は、納品後、本市からの技術的な問合せについて対応すること。

※学校教職員からの問合せ対応等のヘルプデスク業務は、本調達の基本的条件には含まない。

5 初期設定（キッティング）

受託者は、本業務における設計として次の項目について実施すること。本業務の設計は、業務期間中において、システムの並行稼動が可能な前提で設計を実施すること。

(1) 導入する端末においてはA D E（D E P）申請を行うこと。

(2) A p p l e S c h o o l M a n a g e r で教育総務課にて登録を行う際に支援を行うこと。

(3) A p p l e S c h o o l M a n a g e r に登録する管理者ユーザーの情報及び端末のシリアル番号等の一覧を提出すること。

(4) 端末管理機能（MDM）接続設定については、教育総務課と確認し、設定一覧を提出すること。

(5) フィルタリングサービスについては、教育総務課と確認し、設定すること。

(6) 端末に導入するアプリ等については、教育総務課と確認し、設定すること。

(7) 教育総務課が指定する内容で、調達機器等についての管理番号用テープラベルを作成すること。

(8) (7) で作成したテープラベルは教育総務課が指定した調達機器本体の指定箇所（2箇所）に貼付すること。

(9) 端末故障時等の再キッティング方法について、手順書を教育総務課へ提出すること。

6 機器の搬入・設置

(1) 機器の搬入・設置に係る要件については、教育総務課及び各校と協議の上進めること。なお、搬入は指定した学校に指定した数量を軒先渡しで一括納入することとする。

(2) 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、教育総務課及び各校と協議の上対応すること。

(3) 機器の搬入作業等が校務や授業の妨げとなることのないよう留意すること。

(4) 機器等の導入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理す

ること。

- (5) キーボード一体型ケース及びタッチペンを機器に装着し、キーボードを機器で利用できる状態にして納入すること。

※充電保管庫への設置及び充電器の取り付けは業務に含まない。

7 オプション

有償オプションの提案がある場合は、それぞれ明確に分けて提案すること。また、次の事項について、有意義な提案があれば行うこと。なお、有償オプションについては、

本市が導入可否を検討しやすいよう価格や前提条件などを明示すること。

- (1) 各学校等を対象とした導入研修
- (2) 端末本体及び周辺機器の保守・保証サービスに関連するもの
- (3) バッテリー交換サービス
- (4) 破損等端末の交換サービス
- (5) その他、児童生徒にとって教育的効果が高いサービス及びアプリ等

8 提出資料

次の表に記載された資料を、機器等納入時に提出すること。

No.	提出資料	提出先
1	機器一覧表（電子媒体・Excel形式を想定） 品名、ホスト名、管理番号、デバイス名、型番、MACアドレス、シリアル番号等保守運用管理に必要な情報を記載すること。	教育総務課
2	環境設定説明書（電子媒体） 端末、MDM設定等の情報を記載すること。	教育総務課
3	教員向けマニュアル（電子媒体）	教育総務課
4	管理者向けマニュアル（電子媒体） 運用マニュアル、端末年次更新・初期化マニュアル等	教育総務課
5	納入機器等の保証書	教育総務課

9 その他

- (1) 受託者は、調達設置者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないように十分配慮をすること。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又は解除後においても守秘義務を負うも

のとする。

- (3) 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、調達設置者に帰属するものとする。

10 参考情報

- (1) 光市立島田小学校、浅江小学校、光井小学校、浅江中学校及び光井中学校の職員室及び一部の普通教室にWi-Fi環境を整備している。
- (2) iPadの破損台数（バッテリー不良や通信不良等を含まない不注意による物損のみ）は、5年間で約200台を想定している。
- (3) 平均通信量の実績は、1台1月当たり約1.47GBである。

※令和7年10月から12月までの利用実績

- (4) 導入済みの既存環境は下記のとおりである。

MDM: Jamf Pro

フィルタリング: InterSate Gateway Connection

※MetaMoJi Classroom等の授業支援アプリは別途調達するため、本調達の対象外である。